

項第四十一條第三 表のイ、口及び二	項第四十一條第二 後面	項第三十九條第三 性能	項第三十七條第三 前項
表のイ、口及び二	後面	性能	前項

99 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、第四十條第二項第一号及び第三項第三号の規定にかかわらず、後退灯は、次の基準に適合する構造とすることが出来る。 一 後退灯の光度は、五千カンデラ以下であること。 二 主として後方を照射するための後退灯の照射光線の主光軸は、下向きであり、かつ、後方七十五メートルから先の地面を照射しないこと。	98 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、第三十七條の二第二項第一号並びに第三項第二号及び第三号の規定にかかわらず、後部霧灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。 一 後部霧灯の光度は、尾灯の光度を超えるものであること。 二 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合においても消灯できる構造であること。ただし、後部霧灯は、尾灯が点灯している場合に限り前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあつても点灯している構造とすることが出来る。この場合において、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯している構造であること。	97 平成十七年三月三十一日以前に製作された停止表示器材（平成十二年三月三十一日以降に法第七十五條の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた停止表示器材を除く。）については、第四十三條の四第一号の基準にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることが出来る。 一 停止表示器材は、反射部及びけい光部から成る一辺が五百ミリメートル以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が八十三ミリメートル以下のものであること。 二 停止表示器材の反射部は、中空の正立正三角形で帯状部の幅が二十五ミリメートル以上五十ミリメートル以下のものであること。 三 停止表示器材のけい光部は、反射部に内接する中空の正立正三角形で帯状部の幅が三十三ミリメートル以上三十三ミリメートル以下のものであること。	「第四十一條第八項第五号」を、「第四十一條第三項第三号」に、「第四十一條第八項第七号」を、第四十一條第三項第五号とし、第四十七號の次に次の一号を加える。 四十八 平成十五年九月三十日以前に 第十八條第三・五 三項 小型特殊自動車 製作された自動車 二・八 小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車 第五十八條第四項各号列記以外の部分中、「第四十一條第八項」を、「第四十一條第二項及び第三項（第七号から第十号までを除く。）」に、「第四十一條第四項第二号」を、「第四十一條第三項第九号」に改め、同項第四号中、「第四十一條第八項第四号、第六号、第八号及び第九号」を、「第四十一條第三項第二号、第四号、第六号及び第十一号」に、「表第四十号」を、「表第五十一号」に、「第四十一條第八項第七号」を、「第四十一條第三項第五号」に改め、同条第十項中、「第四十一條第八項第一号から第七号まで」を、「第四十一條第二項及び第三項第一号から第五号まで」に、「第四十一條第四項第二号」を、「第四十一條第三項第九号」に改め、同条第十一項中、「第四十一條第八項第二号」を、「第四十一條第三項第一号」に改め、同条第十二項中（第四十一條第八項第三号）を（第四十一條第二項第二号）に、「第四十一條第九項」を、「第四十一條第四項」に改め、同条第十三項中、「第四十一條第八項第一号から第三号まで及び」を、「第四十一條第二項第一号及び第二号、第三項第一号並びに」に改め、同条に次の各項を加える。
---	--	--	---